

相武台保育園 重要事項の概要

1 保育園の概要

名称	相武台保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒252-0011 座間市相武台3-20-19						
管理者氏名	園長 松村 陽子						
開設年月日	昭和47年4月1日						
連絡先	電話番号：046-253-2523 FAX番号：046-255-2891						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■乳児(0歳児)保育 □緊急一時保育 □休日保育 ■地域支援事業 □年末保育						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	3人	5人	12人	15人	24人	24人	83人

2 設置者の概要

名称	座間市
法人等種別	地方公共団体
所在地	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
代表者氏名	座間市長 佐 藤 弥 斗
連絡先	電話番号：046-252-8037（保育・幼稚園課施設運営係）
設立年月日	昭和46年11月1日

3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	職務	備考
園長	1名	—	施設の業務を総括し、資質向上を図る	
保育士	13名	9名	保育計画を立案し充実した活動ができるよう保育を行う	
調理員	5名	—	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う	
栄養士	1名	—	献立作成及び給食運営全般を行う	公立園共通
嘱託医	—	1名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談・指導を行う	たかはし クリニック
嘱託歯科医	—	1名		菅谷歯科医院

※上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

4 保育園の目的及び運営方針等

目的	子どもの最善の利益を考慮し、家庭や地域社会との連携や交流を図り、豊かな人間形成の基礎を培うことを目的とする。
運営方針等	<運営方針> ・個人差や環境差に充分心を配り、安定した生活ができるよう環境を用意し、子どもが集団生活を通して健やかに育つ保育を行うものとする。 ・子どもと保護者の状況や意向を受け止めながら、子育ての喜びや楽しさを共感しあえる保育を行うものとする。 ・地域に根ざした保育園として、関係機関との連携を図り、子育てを支援するものとする。 <保育目標> 意欲にあふれ 思いやりのある子 ・自分でやりたいことを見つけてあそびを楽しむ子ども ・身近な人とたくさん関わり自分も友だちも大切にすること ・豊かな感性や好奇心を持ち自分なりに表現できる子ども

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

（１）開園日

月曜日から土曜日まで

（２）開所時間及び保育時間

開所時間	月～金	7時30分～19時00分
	土	7時30分～18時30分
「保育標準時間」 利用の認定時間	開所時間内で、最長11時間 ※延長保育：18時31分～19時00分まで別料金	
「保育短時間」 利用の認定時間	8時31分～16時30分 ※延長保育：7時30分～18時30分まで別料金 16時31分～19時00分まで別料金	

※保育時間は家庭の状況及び保護者の就労時間等に通勤時間等を加えた時間とします。

（２）休園日

◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始 12月29日から1月3日まで

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

6 保護者の負担について（保育料以外）

◆延長保育料

月ぎめ（1月あたり）	4,000円
1回（15分あたり）	250円

◆給食副食費

3歳児クラス以上で4,500円

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。	
	管轄	所在地及び連絡先
救急・消防	座間市消防本部	座間市相武台1-48-1 046-256-2211 ※緊急の場合119
警察	座間警察署	座間市入谷西5-50-23 046-256-0110 ※緊急の場合110
嘱託医	たかはしクリニック (医師：高橋建勝)	座間市相武台3-42-61それいゆ相武台1階 046-257-7737
嘱託歯科医	菅谷歯科医院 (歯科医師：菅谷公一)	座間市相模が丘5-11-23 042-742-8848

8 非常災害対策

防火管理者	松村 陽子（園長）
消防計画届出年月日	座間消防署 令和7年4月22日 届出済
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間、引き続き児童を保護します。
災害時の連絡等	災害時には保育園への電話がかかりにくくなることが想定されることから、座間市内の公立保育園ではN T Tが提供している災害伝言サービスを利用して、保護者の皆さんへ被災情報などを伝えます。
避難場所	相武台コミュニティセンター 座間市相武台3-20-18

9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

※保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）

10 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

（1）賠償責任保険の加入

◆全国市長会学校災害賠償保険

施設管理や施設業務などに起因する対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する保険に加入しています。

◆日本スポーツ振興センターの災害共済給付

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え掛金全額区負担で園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

(2) 保育内容に関する相談など

受付担当者	尾藤 文恵（副園長）
解決責任者	松村 陽子（園長）
連絡先	046-253-2523（相武台保育園）
受付方法	面接・電話・ご意見箱を設置

(3) 第三者委員

氏名	神奈川県保育会利用者相談室（理事長 山本 昇）
連絡先	045-311-8754

(4) 市への相談など

（発達、保育内容、申請の内容変更に関すること）

氏名	保育・幼稚園課 認定給付係（保育コンシェルジュ）
連絡先	046-252-7202

（保育園の施設、設備に関すること）

氏名	保育・幼稚園課 施設運営係
連絡先	046-252-8037